

田原市生ごみ指定袋製造等の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ減量及び廃棄物の適正な処理のため、家庭系一般廃棄物の生ごみを排出する際に使用のごみ袋（以下「生ごみ指定袋」という。）の製造等の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(生ごみ指定袋の規格)

第2条 生ごみ指定袋の規格は、別表に掲げるとおりとする。

(生ごみ指定袋製造等の承認申請)

第3条 生ごみ指定袋を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ指定袋製造等の承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して市長に申請し、承認を得なければならない。ただし、豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定により、指定ごみ袋製造等の承認（生ごみ）を受けている場合は、豊橋市が発行する指定ごみ袋承認通知書の写しを添付することにより、（1）及び（2）の書類の提出を省略することができる。

(1) 申請者が法人である場合には、定款の写し又は履歴事項全部証明書の写し

(2) 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はそれに代わるもの

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 印刷前の商品見本（生ごみ指定袋と外袋）及び印刷レイアウト図（生ごみ指定袋と外袋）

(5) 生ごみ指定袋の厚さ、強度の試験成績書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(生ごみ指定袋製造の承認等)

第4条 市長は、前条の申請が生ごみ指定袋の規格に適合すると認めるときは、これを承認し、当該申請者に田原市承認番号を付した生ごみ指定袋製造等の承認通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、第1項の規定により承認をしなかったときは、生ごみ指定袋製造等の非承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(内容の変更)

第5条 前条の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、当該承認内容に変更を生じた場合は、生ごみ指定袋変更届（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付し、届出なければならない。ただし、生ごみ指定袋の容量及び厚さの変更は新たな申請とする。

(生ごみ指定袋の廃止)

第6条 承認事業者は、生ごみ指定袋を廃止しようとするときは、生ごみ指定袋廃止届（様式第6号）により市長に届出なければならない。

(改善等の指示)

第7条 市長は、承認事業者が製造する生ごみ指定袋が生ごみ指定袋の規格に適合しないと認めたときは、承認者に対し改善の指示及び指導をすることができる。

(承認の取消し)

第8条 市長は、承認事業者がこの要綱に違反し、又は前条の指示等に従わないときは、当該承認事業者にごみ指定袋承認取消通知書（様式第7号）を通知し、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による承認の取消しによって承認事業者が生じた損害に対して、市は賠償の責めを負わない。

（承認事業者の責務）

第9条 承認事業者は、ごみ指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、豊橋市指定ごみ袋製造等の承認に関する要綱の規定により豊橋市が承認し製造している指定ごみ袋（ごみ）については、田原市ごみ指定袋製造等の承認に関する要綱別表（第2条関係）の外袋への記載項目について、「豊橋市・田原市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）」を「豊橋市指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記）」と読み替えできるものとし、「田原市承認番号」は記載項目から除外できるものとする。

別表（第2条関係）

生ごみ指定袋の種類	生ごみ				
材質	高密度ポリエチレン（炭酸カルシウムの含有は認めない）				
容量（基準）	30リットル	15リットル	10リットル	5リットル	2リットル
寸法（推奨）	縦 700mm 横 360mm マチ140mm	縦 610mm 横 320mm マチ150mm	縦 540mm 横 310mm マチ140mm	縦 420mm 横 230mm マチ130mm	縦 360mm 横 160mm マチ100mm
厚さ	0.030mm 以上	0.015mm 以上			
引張強度	29.4MPa(300kgf/cm ²)以上				
品質	JIS Z 1702及びJIS Z 1711に規定する品質に適合すること 品質：JIS Z 1702 3に準ずる 外観：JIS Z 1711 7.1に準ずる 性能：JIS Z 1711 7.2に準ずる 寸法、厚さの誤差の許容範囲は、JIS Z 1711 6.2に準ずる				
袋の色	黄色半透明 顔料は1%以上を配合すること				
透明度	内容物が目視で識別できる程度の透明性を有するものであること				
形状	手提げ型ガセット袋（ベロ付き可） 所定の容量のごみを入れた状態で、袋の口を縛れること				
印刷	なし				
顔料	カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。				
外袋の材質	焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある有害物質を発生しないもの				
生ごみ指定袋への記載項目	なし				
外袋への記載項目	<p>下線部分は田原市指定袋として製造し、豊橋市指定袋として製造しない場合は省略すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>豊橋市・田原市</u>指定ごみ袋（ひらがなルビ付き、外国語併記） ● 生ごみ用（外国語併記） ※外国語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語とする ● <u>豊橋市承認番号</u> ● 田原市承認番号 ● 袋の容量、大きさ、厚さ等袋の規格に関すること ● 枚数 ● 生ごみ指定袋の形状 ● 連絡先等登録者に関すること 				

	<ul style="list-style-type: none"> ● PL法に基づく表示、家庭用品品質表示法に基づく表示 ● 啓発事項（ひらがなルビ付き） <ul style="list-style-type: none"> ・ この袋は、家庭から出る「生ごみ」をごみステーションに出すときに使う袋です ・ 事務所や飲食店、農業などのごみはごみステーションに出せません
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とする ● 1セット当たりの枚数の指定はなし ● 外袋のおもて面右上に直径5mm～10mm のパンチ穴を1つずつ計2つ設けること